

いきいき茨城ゆめ国体那珂市協賛取扱基準
(平成29年7月5日 第2回常任委員会決定)

1 目的

いきいき茨城ゆめ国体那珂市協賛取扱要項6に規定する協賛者への謝意、協賛者の氏名の公表、協賛者の呼称及び呼称の使用について定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者	評価額	対応者	実施方法	謝意
企業	30万円以上	会長（市長）	贈呈式	感謝状
	30万円未満 10万円以上	事務局長（部長）	持参	
団体	10万円未満	事務局	送付	礼状

3 協賛者名掲載基準

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	呼称使用
企業 団体	30万円以上	協賛者ロゴ、リンク先貼付、写真及び記事（協賛金額の掲載可）	報告書に協賛者名表示	掲載可能物品に全て協賛者名掲載	可
	30万円未満 10万円以上				
	10万円未満	協賛者名			

4 この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は上記に準じる。ただし、ホームページ及び協賛物品への氏名の掲載は行わない。
- (2) 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く協賛者の広報活動やCSR

(社会貢献活動)に限り、次の例により無償で使用するものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用するものとする。

(例) ○○○は、いきいき茨城ゆめ国体那珂市開催

}	を応援しています。	}
}	の協賛企業です。	}
}	馬術競技会を応援しています。	}
}	馬術競技会の協賛企業です。	}